

議案第67号

鳥取県監査委員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員の定数)	(委員の定数)

第2条 法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、
5人とする。

第2条 法第195条第2項ただし書の規定により、委員の定数は、
6人とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。